

模擬裁判評議の経験が中学2年生の 「裁判員裁判への参加意欲」などに及ぼす影響 —— プレポスト調査の報告

坂本 真史（神奈川県弁護士会・国際医療福祉大学）

【背景】①裁判員制度が司法の国民的基盤の強化を目的として2009年5月に始まってから15年経過した。最高裁判所は、同制度に対する国民の意識を把握するため、制度開始の前年度から「裁判員制度の運用に関する意識調査」を実施している。調査は全国満18歳以上（2021年度から、前年度までは20歳以上）の者を対象としている。調査では年齢が若いほど制度への参加意欲が高い傾向が概ね見られているが、より若い年齢層、例えば中学生の参加意欲については調査対象外のため明らかでない。②学校教育などにおいて模擬裁判が行われることがある。学習効果としては、厳格な刑事裁判手続の意義を理解する、裁判員制度に対する関心を高める、物事を多面的・多角的に考察して分析する力や結論を導いた理由を説得的に表現する力を養うといったことが考えられている（法務省：「もぎさい」法教育教材・教員用説明資料2(3)本教材の学習効果）。模擬裁判の経験は裁判員制度への参加意欲などにどのような影響を与えるのか。模擬裁判経験の影響に関する先行研究として、藤田政博（2004）〔市民などの模擬裁判員裁判の評議参加者に対する質問紙調査の結果、評議を経験した市民が評議後には評議前よりも、評議において発言できると思うようになっていたことを指摘するもの〕や坂田元丈（2019）〔中学3年生に対するアンケート調査結果の定性評価により、模擬裁判授業が社会参画への意識を向上させることを指摘するもの〕が挙げられるが、どちらも模擬裁判経験が参加者の裁判員裁判への参加意欲などに及ぼす影響を定量評価するものではない。

【目的】①中学2年生の裁判員裁判への参加意欲などを明らかにすること、および②模擬裁判評議の経験が中学2年生の裁判員裁判への参加意欲などに及ぼす影響を実証することにある。

【方法】2023年11月、神奈川県内の公立中高一貫校の中学校第2学年4クラスで模擬裁判を実施する前後に質問紙調査を行った。調査では、〈刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきか〉を五肢択一式（Q1-1）と理由の自由記載（Q1-2）、〈裁判員裁判に参加したいか〉を五肢択一式（Q2-1）と理由の自由記載（Q2-2）で回答する。

【結果】127名から回答を得た。①：模擬裁判実施前、Q1-1（司法参加積極論の賛否）の回答は、「そう思う」と「ややそう思う」の合計（以下『そう思う』）の割合が51.9%、「あまりそう思わない」と「そう思わない」の合計（以下『そう思わない』）の割合が25.9%であった。Q2-1（裁判員裁判への参加意欲）の回答は、「参加したい」と「参加してもよい」の合計（以下『積極』）の割合が44.9%、「あまり参加したくないが、義務であれば参加せざるを得ない」と「義務であっても参加してこない」の合計（以下『消極』）の割合が52.7%であった。②：実施後、Q1-1の回答は、『そう思う』の割合が72.5%（20.6ポイント増加）、『そう思わない』の割合が12.6%（13.3ポイント減少）となった。Q2-1の回答は、『積極』の割合が66.9%（22ポイント増加）、『消極』の割合が30.7%（22ポイント減少）となった。

これら結果は、模擬裁判評議の経験が参加者の裁判員裁判への参加意欲などを高めるのに有効に作用することを示唆している。